

「実施方針に関する質問・回答」の修正(新旧対照表)

平成22年11月30日に公表した「実施方針に関する質問・回答」の一部を次のとおり修正する。

No.	箇所					項目	質問内容	修正前(11月30日公表)	修正後(12月3公表)
	頁	章	節	項	-				
159	10	2	(4)	4)		構成企業の制限	<p>アドバイザー業務を委託している企業及び当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業については、募集要項の原案作成や審査基準の検討などの観点からPFI導入調査を実施した企業についても同様に応募者にならないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>アドバイザー業務を委託している企業及び当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業については、募集要項の原案作成や審査基準の検討などのアドバイザーを行うことが主たる作業となることから制限の対象としています。<u>導入可能性調査を実施した企業については制限の対象外です。</u></p>	<p>アドバイザー業務を委託している企業及び当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業については、募集要項の原案作成や審査基準の検討などのアドバイザーを行うことが主たる作業となることから制限の対象としています。<u>導入可能性調査を実施した企業については、「田原市給食センター整備運営事業に係るPFI手法導入可能性調査業務プロポーザル実施要領」9 その他(3)の規定により制限の対象となります。</u></p>